

6 基準該当療養支援医療費の支給

市町村は、療養支援に係る支給決定に係る障害者が、基準該当施設等から療養支援を受けたときは、療養支援のうち医療に要する費用について、基準該当療養支援医療費を支給すること。

四 補装具費の支給

市町村は、障害者等の障害の状態からみて、補装具の購入又は修理を必要とする者であると認めるとき（障害等又はその世帯員の所得が政令で定める基準以上であるときを除く。）は、当該補装具の購入又は修理に要した費用について、補装具費を支給すること。

第三 地域生活支援事業

一 市町村の地域生活支援事業

市町村が行う事業として、障害者や障害児の保護者等からの相談に応じ必要な情報の提供及び助言等を供与するとともに、障害者等の権利の擁護のために必要な援助を行う事業、移動を支援する事業、日常生活用具の給付又は貸与、手話通訳者等の派遣事業等を定めること。

二 都道府県の地域生活支援事業

都道府県が行う事業として、障害福祉サービス又は相談支援の質の向上のために、障害福祉サービス若しくは相談支援を提供する者又はこれらの者に対し必要な指導を行う者を育成する事業等を定めるところ。

第四 事業及び施設

一 事業

1 国及び都道府県以外の者は、あらかじめ、都道府県知事に届け出て、障害福祉サービス事業、相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業及び福祉ホームを経営する事業を行うことができることとする。

2 厚生労働大臣は、地域活動支援センター、福祉ホーム等の設備及び運営について、基準を定めるところ。

二 施設

1 国、都道府県及び市町村以外の者は、社会福祉法の定めるところにより、障害者支援施設を設置することができるものとすること。

2 厚生労働大臣は、障害者支援施設の設備及び運営について、基準を定めること。

第五 障害福祉計画

一 基本指針

厚生労働大臣は、障害福祉サービス等並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付等の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めること。

二 市町村障害福祉計画

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。その際、各年度における指定障害福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み等を定めること。

三 都道府県障害福祉計画

都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画を定めること。その際、都道府県が定める区域ごとの各年度における指定障害福祉サービスの種類

ごとの必要な量の見込み、各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数等を定めること。

第六 費用

一 都道府県の負担及び補助

1 都道府県は、市町村が支弁する費用について、次に掲げるものを負担するものとする。

- (1) 市町村が支弁する障害福祉サービスに係る給付に要する費用のうち、国及び都道府県が負担すべきものとして当該給付を受けた障害者等の障害程度区分ごとの人数その他の事情を勘案して政令で定めるところにより算定した額（以下「障害福祉サービス費等負担対象額」という。）に百分の二十五を乗じて得た額

(2) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の百分の二十五

2 都道府県は、市町村の地域生活支援事業に要する費用について補助することができる。

二 国の負担及び補助

1 国は、次に掲げるものを負担するものとする。

- (1) 障害福祉サービス費等負担対象額の百分の五十

(2) 市町村が支弁する自立支援医療費等及び補装具費の百分の五十

(3) 都道府県が支弁する自立支援医療費の百分の五十

2 国は、次に掲げるものを補助することができること。

(1) 市町村が行う支給決定に係る事務の処理等に要する費用

(2) 市町村及び都道府県の地域生活支援事業に要する費用

第七 審査請求

介護給付費等に関する処分不服がある障害者又は障害児の保護者は、都道府県に対し審査請求をすることができるものとする。

第八 施行期日

この法律は、平成十八年一月一日から施行する。ただし、次に掲げる事項は、それぞれに定める日から施行すること。

一 公布日 第九の三及び第十二の五（精神分裂病の呼称変更に係る部分に限る。）

二 第二の一（自立支援医療費に係る部分に限る。）、第二の三の1から4まで、第六の一の1の(2)並び

に二の1の(2)及び(3)（自立支援医療費に係る部分に限る。）、第九の一（自立支援医療費に係る部分に限る。）、第十の一、第十一の一並びに第十二の三 平成十七年十月一日

三 第二の一（サービス利用計画作成費、療養支援医療費、基準該当療養支援医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二の二の3の(1)のア（重度訪問介護、療養支援、生活支援、重度障害者等包括支援、共同生活介護及び施設入所支援の部分に限る。）及びイ（自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の部分に限る。）、4の(1)、(3)及び(4)並びに5の(2)、(3)、(4)及び(5)（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）並びに(6)、三の5及び6並びに四、第三、第四（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五、第六の一の1の(1)及び(2)（療養支援医療費等及び補装具に係る部分に限る。）並びに2、二の1の(2)（療養支援医療費等及び補装具費に係る部分に限る。）及び2の(2)、第九の一（施設訓練等支援費の支給決定給に係る部分に限る。）並びに二、第十の三、第十一の三及び四まで、第十二の四（精神障害者社会復帰施設に関する事項に限る。）並びに第十三の

二 平成十八年十月一日

第九 経過措置に関する事項

一 旧法に基づく受給者に関する経過措置

施行の際に、現に旧身体障害者福祉法等に基づき、居宅生活支援費又は施設訓練等支援費の支給決定を受けている障害者等については、同日に、介護給付費等の支給決定を受けたものとみなすこととすること。また、自立支援医療費に係る支給認定についても同様の取扱いとすること。

二 旧法施設に関する経過措置

1 平成十八年十月一日において現に存する身体障害者更生援護施設又は知的障害者援護施設であつて、旧身体障害者福祉法又は旧知的障害者福祉法に基づく指定を受けている施設については、平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日の前日までの間は、当該施設で行われるサービスについては障害福祉サービスとみなし、当該施設については、平成十八年十月一日に指定障害者支援施設等の指定があつたものとみなすこととする。

2 平成十八年十月一日から平成二十四年三月三十一日までの日で政令で定める日までの間は、支給決定障害者等が、1の旧身体障害者更生援護施設等からサービスを受けたときは、当該費用について、介護給付費を支給することとし、その額は、別に厚生労働大臣が定める基準により算定した額の百分の九十

に相当する額とすること。

3 平成十八年十月一日において、1の旧身体障害者更生援護施設等に入所し、旧身体障害者福祉法等に基づき施設訓練等支援費を受けていた者についての経過措置を定めることとすること。

三 その他

1 施行のために必要な準備

この法律を施行するための必要な指定の手續、障害福祉計画の策定その他の行為は、施行日前においても行うことができることとする。

2 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定めることとする。

第十 児童福祉法の一部改正

一 育成医療に関する事項

自立支援医療費の規定の施行に伴い、育成医療に係る規定を削除すること。

二 居宅生活支援費に関する事項

介護給付費等の規定の施行に伴い、居宅生活支援、居宅生活支援費及び居宅生活支援事業を行う事業者に係る規定を削除すること。

三 障害児施設給付費等に関する事項

1 障害児施設給付費等

(1) 都道府県は、給付決定に係る障害児が、都道府県が指定する知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設又は指定医療機関から障害児施設支援を受けたときは、障害児施設給付費を支給すること。

(2) 障害児施設支援の費用の負担が著しく高額となる場合に関し、高額障害児施設給付費を設けるとともに、保護者の所得の状況その他の事情をしん酌して厚生労働省令で定める場合に、当該保護者に対して支給する特定入所障害児食費等給付費を設けること。

2 指定知的障害児施設等

指定知的障害児施設等の指定は、設置者の申請により都道府県知事が行うこととし、人員、設備及び運営に関する基準、指定の取消し等について必要な事項を定めること。

3 障害児施設医療費

都道府県は、給付決定に係る障害児が、指定知的障害児施設等（医療施設に限る。）において、治療に係る障害児支援施設を受けたときは、障害児施設医療費を支給すること。

四 その他所要の改正を行うこと。

第十一 身体障害者福祉法の一部改正

一 更生医療に関する事項

自立支援医療費の規定の施行に伴い、更生医療に係る規定を削除すること。

二 居宅生活支援費に関する事項

介護給付費等の規定の施行に伴い、居宅生活支援、居宅生活支援費及び居宅生活支援事業を行う事業者に係る規定を削除すること。

三 身体障害者施設支援に関する事項

介護給付費等及び障害者支援施設の規定の施行に伴い、身体障害者施設支援、施設訓練等支援費及び身体障害者更生施設等に係る規定を削除すること。

四 補装具に関する事項

補装具費の規定の施行に伴い、補装具に係る規定を削除すること。

五 その他所要の改正を行うこと。

第十二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部改正

一 精神障害者の適切な医療等の確保に関する事項

1 緊急時における入院等に係る診察の特例措置

一定の要件を満たす医療機関における医療保護入院、応急入院等に係る診察につき、緊急その他やむを得ない場合において、精神保健指定医以外の医師であつて一定の要件を満たす者による診察により、その適否を判断し、一定時間を限り入院等をさせることができるものとする。

2 任意入院者の適切な処置の確保

都道府県知事は、条例で定めるところにより、一定の要件を満たす任意入院者を入院させている精神病院の管理者に対し、病状等の報告を求めることができるものとする。

3 市町村における相談体制の強化

市町村は、精神障害者の福祉に関する相談等に応じなければならないものとするとともに、精神保健福祉に関する相談等を行う精神保健福祉相談員を置くことができるものとする。

二 医療サービスの提供主体に対する指導監督体制の見直しに関する事項

1 精神医療審査会の委員構成の見直し

精神医療審査会は、その合議体を構成する五名の委員を一定の条件の範囲内で定めることができるものとする。

2 改善命令等に従わない精神病院の管理者に関する公表制度等の導入

厚生労働大臣又は都道府県知事は、精神病院の管理者が改善命令等に従わない場合において、その旨を公表することができるものとする等の措置を講ずること。

三 通院医療に関する事項

自立支援医療費の規定の施行に伴い、通院医療に係る規定を削除すること。

四 精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に関する事項

介護給付費等の規定の施行に伴い、精神障害者居宅生活支援事業及び精神障害者社会復帰施設に係る

規定を削除すること。

五 その他精神分裂病の呼称を統合失調症へ変更する等所要の改正を行うこと。

第十三 知的障害者福祉法の一部改正

一 居宅生活支援費に関する事項

介護給付費等の規定の施行に伴い、居宅生活支援、居宅生活支援費及び居宅生活支援事業を行う事業者に係る規定を削除すること。

二 知的障害者施設支援に関する事項

介護給付費等及び障害者支援施設等の規定の施行に伴い、知的障害者施設支援、施設訓練等支援費及び知的障害者更生施設等に係る規定を削除すること。

三 その他所要の改正を行うこと。

第十四 関係法律の一部改正に関する事項

一 社会福祉法の一部改正

障害者自立支援給付法の施行に伴い、社会福祉事業として、障害者支援施設、地域生活支援センター等

を經營する事業、障害福祉サービス事業を加えること。

二 一に掲げる事項のほか、国民健康保険法、生活保護法等関係法律について所要の改正を行うこと。